

## ◆「マネーフォワード勤怠」で3か月を清算期間とするフレックスタイム制を適用した場合の検証結果

集計結果

(所定労働日数×8の設定)

(60進数カウント)

| 月    | 勤怠の概要 | 実労働時間     | 所定労働日数 | 所定時間(正) | 所定時間(最終) | 所定時間外  | 1月平均<br>50時間超え | 法定時間外 | 所定労働時間<br>の総枠 | 法定労働時間<br>の総枠 |
|------|-------|-----------|--------|---------|----------|--------|----------------|-------|---------------|---------------|
| 1か月目 | 7月    | 所定より大分多い  | 223    | 22      | 176      | 221.24 |                | 1.36  | 472           | 525.42        |
| 2か月目 | 8月    | 所定よりやや少ない | 138    | 18      | 144      | 138    |                |       |               |               |
| 3か月目 | 9月    | 所定よりやや多い  | 174.2  | 19      | 152      | 112.36 | 53.42          | 8.02  |               |               |
|      |       |           | 535.2  | 59      | 472      | 472    |                |       |               |               |

7月の給与計算→1月週平均50時間超えの時間外のみカウント

8月の給与計算→時間外なし 欠勤控除なし

9月の給与計算→3か月集計した結果の最終所定時間外と法定時間外をカウント

↑3か月目に所定外や法定時間外がまとめて算出される仕組み

**フレックス制の清算期間**

清算期間

清算期間

清算期間の起算月

清算期間中に労働すべき総労働時間

総労働時間の計算方法  1日の標準労働時間×清算期間の所定労働日数  指定する

法定労働時間の総枠の計算方法

総労働時間の不足時間の取り扱い

労働時間の不足分の取扱い

**フレックス制の適用範囲**

フレックス勤務に含める範囲

- 清算期間中に繰り越し
- 指定した繰り越し限度時間まで繰り越し
- 翌清算期間の法定労働時間を上限として繰り越し

**勤務時間及び休憩時間**

設定画面はこんな感じ  
です。→右は設定内容  
抜粋しました。

### フレックス制の設定項目 (マネーフォワード勤怠)

- 清算期間** 1か月 2か月 3か月より選択可能
- 起算月** 1～12月のどの月からでも設定可能
- 総労働時間の計算方法** 通常の計算の他、毎月●時間と指定することができる。
- 法定労働時間の総枠の計算方法**
- ①原則通り (清算期間の暦日数÷7×法定労働時間)
  - ②清算期間内の所定労働日数×8
  - ③原則通り (清算期間の暦日数÷7×法定労働時間) だが、所定労働時間が法定労働時間の総枠を超える場合は、所定労働時間終了から法定外になる
- 労働時間の不足分の取扱い**
- ①清算期間終了時に清算
  - ②翌清算期間に繰り越し
  - ③指定した繰り越し限度時間まで繰り越し
  - ④翌清算期間の法定労働時間を上限として繰り越し
- フレックス制の適用範囲**
- ①平日のみ
  - ②平日と所定休日のみ
  - ③平日と所定休日と法定休日